特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
74	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩国市は、子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県岩国市長

公表日

令和8年10月9日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する。特定個人情報ファイルを利用して、主に次の事務を行う。 ① 妊婦給付認定申請の受理、本人確認、妊娠の事実、申請時の住所その他の認定要件の確認、審査、認定及び認定結果の通知 ② 妊婦給付認定者に対する妊婦支援給付金（1回の妊娠につき5万円）の支給決定、支払及び支給記録の管理 ③ 妊婦給付認定者から提出される胎児の数の届出の受理及び確認 ④ 胎児の数に応じた妊婦支援給付金（胎児1人につき5万円）の支給決定、支払及び支給記録の管理 ⑤ 転入、転出その他必要な場合における、他の市町村での妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給状況の照会・提供並びに重複認定及び二重支給の防止 ⑥ 流産、死産その他出産に至らなかった場合を含む申請及び届出の受理・審査、認定内容の変更又は取消し、過誤払の返還その他適正な支給に必要な事務 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、関係機関との間で必要な情報の照会及び提供を行う。
③システムの名称	保健福祉総合システム、住記・税システム

2. 特定個人情報ファイル名
子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表127の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岩国市福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 総務部 総務課 TEL：0827-29-5031
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 岩国市 福祉部 こども家庭課 TEL：0827-29-5075
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、妊婦のための支援給付の支給に関する事務では、上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	岩国市特定個人情報の安全管理に関する基本方針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じることとしている。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底し、 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認するなどの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金の給付を行う。 ①妊娠時に、妊婦給付認定申請により、妊婦支援給付金の受給資格があることを認定する。 ②給付認定者に対して、妊婦支援給付金（1回目）として5万円を現金給付する。 ③給付認定者からの胎児の数の届出により、給付認定者に対して、妊婦支援給付金（2回目）として、胎 児1人につき5万円を現金給付する。	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金を支給する。特定個人情報ファイルを利用して、主に次の事務を行う。 ① 妊婦給付認定申請の受理、本人確認、妊娠の事実、申請時の住所その他の認定要件の確認、審査、認定及び認定結果の通知 ② 妊婦給付認定者に対する妊婦支援給付金（1回の妊娠につき5万円）の支給決定、支払及び支給記録の管理 ③ 妊婦給付認定者から提出される胎児の数の届出の受理及び確認 ④ 胎児の数に応じた妊婦支援給付金（胎児1人につき5万円）の支給決定、支払及び支給記録の管理 ⑤ 転入、転出その他必要な場合における、他の市町村での妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の支給状況の照会・提供並びに重複認定及び二重支給の防止 ⑥ 流産、死産その他出産に至らなかった場合を含む申請及び届出の受理・審査、認定内容の変更又は取消し、過誤払の返還その他適正な支給に必要な事務 なお、上記の事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて、関係機関との間で必要な情報の照会及び提供を行う。	事後	事務範囲の明確化
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 9条第1項　別表127の項	番号法第9条第1項及び別表127の項	事後	記載方法の整理

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月9日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	表155の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条	事後	記載方法の整理